

益田市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務に係る
公募型プロポーザル 実施要領

令和 7 年 6 月

益田市

(益田市議会事務局)

1 業務名

益田市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務

2 業務の目的

益田市議会では、議案書等の電子データを用いたペーパーレス議会を実現し、議会運営の効率化と議員活動の活性化を図るため、ペーパーレス会議システム（以下「議会システム」という。）を導入する。受託者の選定は、各社から実績、技術力等の提案を広く受けて、総合的な評価を行い、益田市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務に最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により決定する。

3 業務の内容及び期間

(1) 内容

「益田市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務仕様書」のとおり

(2) 契約期間

契約の日から5年間とする。

地方自治法第234条の3及び益田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条の規定による長期継続契約とし、契約形態は業務委託契約とする。

この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。その際の事後処理の方法については、本市と受注者の間で協議して定めるものとする。

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 提案上限額

本プロポーザルの業務期間における提案上限額は、5,464,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。上記費用に係る内訳「導入初期料金等」と「システム使用料」の提案上限額を超える場合は失格となる。「システム使用料」については、各年度の提案上限額を超えた場合も失格となる。

また、この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、市はこの契約を変更し、又は解除することができるものとする。

《内訳》

ア．導入初期料金等 514,000円

物品調達・システム構築・導入試験等のシステム初期設定費用、及び研修料金・マニュアル作成業務などの操作研修費用

イ．システム使用料 4,950,000円（60ヶ月分）

50ライセンスのシステム使用（保守）業務に要する基本料金・ライセンス使用料等の総額費用（容量は10GB以上）

※年度ごとのシステム使用料の提案上限額

年度	期間		提案上限額
令和 7 年度	令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日	8 か月分	660,000 円
令和 8 年度	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日	12 ヶ月分	990,000 円
令和 9 年度	令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日	12 ヶ月分	990,000 円
令和 10 年度	令和 10 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日	12 ヶ月分	990,000 円
令和 11 年度	令和 11 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日	12 ヶ月分	990,000 円
令和 12 年度	令和 12 年 4 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日	4 か月分	330,000 円
合計			4,950,000 円

6 参加資格

- ① 地方議会において、本業務と同等の事業実績があること。
- ② 令和 7～9 年度益田市入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- ③ 益田市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱（平成 6 年益田市告示第 53 号）の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ⑤ 納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑨ 益田市暴力団排除条例（平成 22 年益田市条例第 33 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号の規定に該当する者でないこと。

7 失格事項

次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。

- ① 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- ② 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合。
- ③ プレゼンテーション審査に出席しなかった場合。
- ④ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合。
- ⑤ 提出された見積書の見積金額が、市が示す提案上限額を超過している場合。
- ⑥ 審査の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた場合。

8 応募手続及び実施要領等の配付について

(1) スケジュール

① 実施要領、仕様書等の告示	令和7年6月12日(木)
② 質問受付の提出期間	令和7年6月12日(木)～令和7年6月19日(木)17時必着
③ 質問回答日	令和7年6月25日(水)
④ 参加表明書の提出期間	令和7年6月12日(木)～令和7年7月2日(水)17時必着
⑤ 提案書の提出期限	令和7年7月11日(金)17時必着
⑥ 一次審査	令和7年7月14日(月) ※書類審査
⑦ 二次審査	令和7年7月24日(木) 予定 ※プレゼンテーション審査
⑧ 審査結果の通知日	令和7年7月30日(水) 予定
⑨ 契約交渉・契約	二次審査結果通知以降速やかに

(2) 募集

① 募集期間

上記「(1) スケジュール」のとおり。

② 募集方法

益田市公式ウェブサイトにて告知

(益田市公式ウェブサイト <https://www.city.masuda.lg.jp/>)

③ 配付方法

配付場所で直接受け取る又は益田市公式ウェブサイト内の益田市議会ページからダウンロードすること。

④ 配付場所

島根県益田市常盤町1番1号 益田市役所本庁3階 益田市議会事務局

⑤ 掲載資料

様式番号	様式名称
様式1号	質問書
様式2号	参加表明書
様式3号	誓約書
様式4号	会社概要書
様式5号	提案書
様式6号	見積書
様式7号	システム機能要件確認書
様式8号	業務実施体制表
様式9号	業務受注実績確認書
様式10号	参加辞退届
別紙1	評価項目及び配点

(3) 質問の受付・回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、次のとおり行うこと。

① 受付期間

令和7年6月12日（木）から令和7年6月19日（木）17時必着

② 提出先

益田市議会事務局

③ 提出方法・提出書類

質問書（様式1号）を電子メールの添付ファイルとして送信すること。

④ 質問回答日

令和7年6月25日（水）

⑤ 回答方法

参加表明者全てに電子メールで回答するとともに、益田市公式ウェブサイトに掲載する。なお、質問に対する回答は本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加及び修正とみなす。

(4) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

① 提出期間

令和7年6月12日（木）から令和7年7月2日（水） 17時必着

② 提出先

益田市議会事務局

③ 提出方法

持参又は郵送（電子メール及びファックスは不可）により提出すること。なお、郵送による場合は、発送を証することができる方法によるものとする。

④ 提出書類・提出部数

様式2号	参加表明書	1部
様式3号	誓約書	1部
様式4号	会社概要書	1部

(5) 提案書の提出

本プロポーザルの参加を希望し、参加条件を満たす者は、次のとおり書類を提出すること。なお、「企画提案書（任意様式）」については、電子媒体（CD-ROM等）にデータを格納し、併せて提出すること。また、期限までに提出がない者は、本プロポーザルに参加することはできない。

① 提出期限

令和7年7月11日（金） 17時必着

② 提出先

益田市議会事務局

③ 提出方法

持参又は郵送（電子メール及びファックスは不可）により提出すること。なお、郵送による場合は、発送を証することができる方法によるものとする。

④ 提出書類・提出部数

様式 5 号	提案書	1 部
様式 6 号	見積書	1 部
様式 7 号	システム機能要件確認書	6 部
様式 8 号	業務実施体制表	6 部
様式 9 号	業務受注実績確認書	6 部
任意様式	企画提案書	6 部

9 企画提案書

企画提案書の様式等は、次のとおりとする。

(1) 様式等の形式

①	サイズ	A 4 判横
②	文字方向	横書き（図表等に含まれる文字を除く。）
③	印刷方法	両面、左綴じ、カラー印刷
④	文字ポイント	10.5 ポイント以上とする。（図表に含まれる文字を除く。）
⑤	ページ番号	表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。
⑥	ページ数	表紙及び目次を除き、20 ページ以内で簡潔に記載すること。
⑦	その他	企画提案書内に提案事業者及び関係事業者の名称を記載しないこと。 （ただし、提案書内に挿入するシステムの画面イメージ等におけるシステム名やコピーライト表示については認める）

(2) 体裁

①	表紙題名	「益田市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務企画提案書」
②	表紙作成年月日	令和 7 年 月 日
③	法人名称	法人名称（共同企業の場合は、代表者法人名称等）を記載し、押印すること。
④	目次	表紙の次ページに目次を付すこと。
⑤	製本方法	表紙、目次及び企画提案内容を 1 部ごとに左上をステープル止めすること。

(3) 企画提案書の記載内容

別紙1「益田市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務に係る公募型プロポーザル評価項目及び配点」の「1 評価項目及び配点」に記載している評価項目ごとに、的確に要点を捉え企画提案書を作成すること。

	評価項目	記載内容
①	システム全体	・基本性能 ・文書登録 ・文書閲覧 ・文書検索 ・会議運営 ・セキュリティ ・データセンター ・危機管理体制 ・保守要件 ・研修 ・その他
②	文書登録	
③	文書閲覧・検索	
④	会議運営	
⑤	運用支援体制	
⑥	セキュリティ・データセンター・危機管理体制	

10 審査

提出された企画提案書に対する書面審査及びシステムの機能等の説明並びにシステムの実演を求めるため、プレゼンテーション審査を実施する。

(1) 審査対象

審査の対象は、「益田市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務に係る公募型プロポーザル実施要領」の参加資格要件を満たしている事業者とする。

(2) 審査の方法

審査は、企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの優秀性に基づき評価するものとする。審査は、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。6 者以上の参加があった場合は、企画提案書による一次審査（書類審査）を行い、一次審査（書類審査）の上位 5 者に対して二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。

○一次審査（書類審査）

別紙1「評価項目及び配点」に記載されている「1 業務経験・実績（過去5年間）」と「8 事業費」について、提出された「見積書（様式6号）」と「業務受注実績確認書（様式9号）」に基づいて審査し、高い評価を得た提案者から順に5者を選考する。

①実施日	令和7年7月14日（月）（予定）
②実施場所	益田市役所本庁3階 第一会議室（予定）
③審査結果通知	1次審査の実施後、審査対象事業者に対し、審査結果を書面と口頭にて通知するとともに、二次審査開催の詳細を通知する。審査内容及び結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

○二次審査（プレゼンテーション審査）

①実施日	令和7年7月24日（木） 詳細については、プレゼンテーション審査対象者へ事前に通知する。
②実施場所	益田市役所本庁3階 第一会議室（予定）
③実施時間	1提案者につき35分程度（プレゼンテーション20分程度、質疑応答15分程度）とする。
④出席者	出席者は1提案者につき3名までとする。

(3) 選定方法

益田市議会で設置する選定委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容等を基に、評価項目により審査し、受託候補者を選定する。

- ① 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。
- ② 受託候補者との契約が合意に至らない場合は、評価点が高い順に交渉を行う。
- ③ 評価点の最低基準点は満点の5割（50点）とし、最高評価得点者の評価点が最低基準点未満の場合は、選定委員会において審議することとする。
- ④ 最高評価得点者となる者が2人以上あるときは、選定委員会の審議により順位を決定する。
- ⑤ 上位の事業者が辞退又は失格となった場合は、評価点が高い者から順に交渉を行う。
- ⑥ 提案者が1者であった場合の交渉は、評価点が最低基準点（50点）以上を要件とし、評価点が最低基準点以下の場合は、選定委員会において審議することとする。

(4) 審査結果通知

プレゼンテーション審査の実施後、審査対象事業者に対し、審査結果を書面にて通知するとともに、市のホームページにおいて公表する。なお、審査内容及び結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

11 参加の辞退

参加表明書の提出以降に参加を辞退する場合は、すみやかに参加辞退届（様式10号）を提出すること。

12 契約・手続き

- (1) 選定結果に基づき、決定した受託候補者と協議し、契約するものとする。
- (2) 受託候補者の選定結果をもって本事業請負先を決するものではなく、契約交渉及び市の内部手続きを経た上で決定するものとする。
- (3) 契約内容は、益田市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務仕様書及び企画提案書に基づき、本市と協議の上、決定する。
- (4) 契約手続きは、関係規則及び関係規程に定めるところによるものとする。
- (5) 受託候補者は、企画提案書の内容について、誠実に責任をもって履行すること。

13 その他

(1) 費用負担

本プロポーザルに係る費用は全て参加者の負担とする。

(2) 提出書類について

- ① 提出後の書類の差し替え・訂正・追加等は、軽微なものや議会事務局からの指示があった場合を除き認めないものとする。
- ② 提出された書類は返却しないものとする。
- ③ 提出された書類は、本プロポーザルに以外の目的では使用しないものとする。
- ④ 情報公開請求があった場合には、益田市情報公開条例に基づき対応するもので第三者に開示する場合がある。

14 問い合わせ及び各書類の提出先

〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号

益田市議会事務局 担当：清水

T E L 0856-31-0490 F A X 0856-23-0920

E-mail gikai@city.masuda.lg.jp